

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に設置された 獣医事監視班と獣医療提供戦略班

白尾紘司[†]（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事
監視班課長補佐）

令和5年10月1日付で、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の獣医事班が獣医事監視班となるとともに、獣医療提供戦略班が新設され、獣医療提供戦略班の担当課長補佐、獣医療振興係長の計2名が配置され、活動を開始した。本稿では簡単に、この経緯や所掌について概説する。

現在の獣医師制度は、昭和24年に施行した獣医師法が、平成4年の獣医師法改正及び獣医療法制定によって、診療施設の構造設備基準が設定されたこと、獣医療の提供体制の整備を図る計画制度が設立されたこと、また、獣医師の任務が規定されたこと等により、社会における獣医師の位置づけをより明確にし、適正な獣医療の推進が体系的に図られているところ。

これらは、平成5年に現在の消費・安全局動物衛生課保健衛生班から分離する形で新設された獣医事班が中心となって対応してきた。その中で、近年の小動物獣医療に対する情勢の変化やニーズの高まりを受け、平成16年に更に小動物獣医療班が新設され、2班体制としてその対応が拡充された。

これに加え、豚熱や鳥インフルエンザの相次ぐ国内発生や、国家資格たる愛玩動物看護師の誕生、獣医師が深

くかかわるAMR対策などのワンヘルス・アプローチへの国際的な関心の高まり等、獣医師を取り巻く状況やその職域は更に変化・拡大してきている。このため、産業動物獣医師の偏在対策や育成対策、女性獣医師の比率拡大など社会の変化に伴う男女を問わない職場環境の整備や技術等の向上支援、愛玩動物看護師と連携したチーム獣医療の提供体制の整備など獣医療に関する企画・立案・調整の体制を強化する必要がある。

これによってわが国畜産業の発展による消費者への国産畜産物の安定供給ばかりでなく、飼育者や社会に寄り添いつつも専門的で適切な獣医療の提供による動物に関する保健衛生の向上に寄与するために、今般いくなれば、アクセルとブレーキの担当を分離・明確化する形で、企画・立案・調整を担う獣医療提供戦略班（獣医療振興係・獣医療係）と、獣医師国家試験や獣医師の登録・行政処分等を担う獣医事監視班（国家試験係・獣医事監視指導係）が設置されたものである。

今後は獣医療提供戦略班、獣医事監視班、小動物獣医療班が3本の矢となってますます広がる獣医師の職域を踏まえた獣医療提供体制の実現に向けた政策の企画立案等に当たることとなる。

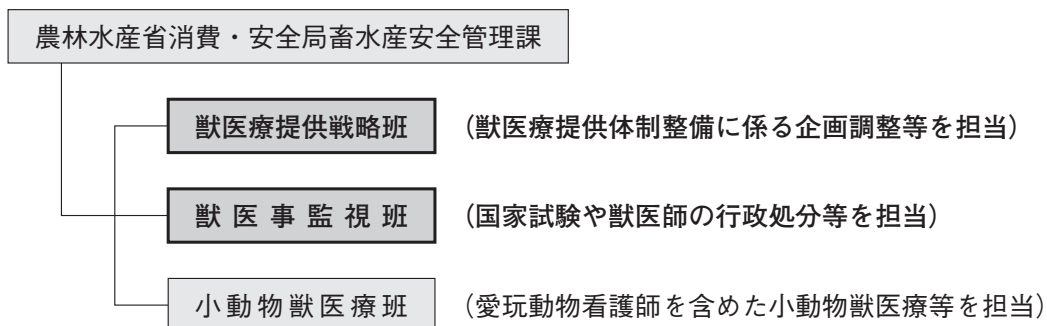


図 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課における獣医療チーム

[†] 連絡責任者：白尾紘司（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事監視班）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111